

令和6年度 第2回 福井・坂井地域医療構想調整会議 福井分科会	資料4
令和7年3月11日（火）19時～	

地域で不足する医療機能に関する
届出状況等について
(外来医療計画関連)

地域で不足する医療機能に関する要請（外来医療計画関連）

要請内容

- ・外来医師多数区域である福井・坂井医療圏の新規開業希望者（診療所の移転や開設者変更の場合の開設許可申請や届出を行う者を含む。）に対し、不足する医療機能を担うよう要請
- ・要請に対する新規開業者の合意の状況、また合意しない場合はその理由等について協議の場で確認を行い、その結果を県のホームページなどで公表

（坂井地域は人口あたりの診療所医師数、病院・診療所数が県内で最も少ないため、新規開業者に合意までは求めない。）

【不足する医療機能】① 訪問診療、往診

- ② 休日当番医（休日、夜間に輪番による在宅当番医や休日・夜間急患センターに参加している医師または医療機関）
- ③ 休日における外来診療（休日とは、日曜および国民の祝日に関する法律により規定している休日）

要請手順

- ① 外来医師多数区域に所在する保健所は、新規開業希望者が診療所開設に関する事前相談に来所する機会や開設の届出様式を入手する機会に、当該区域での開業に当たって地域で不足する医療機能を担うよう要請
- ② 新規開業者は、届出様式の「地域で不足する医療機能のうち提供する医療機能等の欄」に提供する機能等を記入し、所管する保健所に提出
- ③ 新規開業者の要請に対する合意状況については、「外来医療に関する協議の場」（地域医療構想調整会議）で確認し、合意しない場合は、協議の場において当該新規開業者との間で協議

(参考) 診療所開設届書 様式の抜粋

(参考) 診療所開設届書 様式の抜粋

令和 年 月 日

福井県知事 杉本 達治 殿

開設者住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

開設者氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

印

診 療 所 開 設 届 書

下記のとおり診療所を開設したので、医療法第8条により届けます。

記

1. 名 称	(画 一)
2. 所 在 地	
3. 開 設 年 月 日	令和 年 月 日 (令和 年 月 日開業予定)
4. 診 療 科 名	
5. 診 療 日 お よ び 診 療 時 間	

*開設者が(歯科)医師個人の場合

開設者が現に他の病院もしくは診療所等を開設し、管理し、または勤務している場合	名 称	
	所 在 地	
	診 療 時 間	から まで
	興施設間の距離・所要時間	Km 片道 時間 分
本施設と同時に病院または診療所等を開設しようとする場合	名 称	
	所 在 地	

6. 管理者

住 所			
氏 名		生 年 月 日	年 月 日
免許登録年月日	年 月 日	番 号	第 号

7. 従業員定員

医 師	歯 科 医 師	薬 剤 師	看 護 師	准 看 護 師	助 産 師	歯 科 衛 生 士	看 護 補 助 者	栄 養 士	歯 科 技 工 士	診 療 放 射 線 技 師	診 療 X 線 技 師	事 務 員	そ の 他					計
-----	---------	-------	-------	---------	-------	-----------	-----------	-------	-----------	---------------	-------------	-------	-------	--	--	--	--	---

27. 暖房設備

診察室	処置室	病室	X線室	分娩室	新生児入浴施設
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

28. その他の施設

看護師室	m ²	事務室	m ²	入浴施設	職員用	男子	m ²
	m ²	待合室	m ²			女子	m ²
	m ²	院長室	m ²			共用	m ²
	m ²	応接室	m ²		患者用	男子	m ²
	m ²		m ²			女子	m ²
医 局	m ²		m ²		共用	m ²	

29. 住宅と併設の場合

診療所使用面積	住宅使用面積		
m ²	m ²		

- *添付書類 ①付近の見取図
 ②建物の平面図
 ③医師、歯科医師の履歴書
 ④医師、歯科医師、薬剤師の免許証の写し

【外来医師多数区域の場合】

○地域で不足する医療機能のうち、提供する医療機能等の欄に○を記入してください。

地域で不足する医療機能	提供の有無	地域で不足する医療機能	提供の有無
① 訪問診療、往診		② 休日等当番医	
③ 休日における外来診療		④ 不足機能を提供しない	

○地域で不足する機能を提供しない場合、その理由を記入してください。

理由記載欄

*地域で不足する機能を提供しない場合は、「地域医療構想調整会議」において、提供しない理由等を協議します。

地域で不足する医療機能に関する届出状況等 (外来医療計画関連)

福井市内における医科診療所の開設状況 (令和6年5月～令和6年11月)

医療機関の名称	開設届出日	届出事由	所在地	主な診療科	不足する医療機能の提供			
					訪問診療、往診	休日当番医	休日外来	提供しない
ケアラボクリニック	5/1	開業	灯明寺	内科、小児科				○
ふくい内視鏡・胃腸クリニック	5/27	開業	宝永	内視鏡科、消化器内科、内科				○
ふくいはるえ内科・泌尿器科クリニック	7/10	開業	下六条	内科、泌尿器科、腎臓内科	○			
木田整形外科	10/1	個人 → 法人	木田	整形外科、リハビリテーション科		○		
さくら通り整形外科クリニック	10/3	個人 → 法人	日之出	整形外科、リハビリテーション科、内科		○	○	

不足する医療機能を提供しない医療機関とその理由

診療所の名称	不足する医療機能を提供しない理由	提供しない理由の妥当性 (案)
ケアラボクリニック	施設入所者 (医療型特定短期入所) を対象とした診療所であり、幅広い患者を対象とした外来医療は提供していないため。	幅広い患者を対象とした外来医療を提供していないため、再要請の対象外としてはどうか。
ふくい内視鏡・胃腸クリニック	不足する医療機能を提供する体制が整っていないため。	消化器内視鏡を主とする診療所であり、不足する医療機能を担うことが難しいと考えられるため、再要請の対象外としてはどうか。

- 外来医療計画においては、要請に対する新規開業者の合意の状況、また合意しない場合はその理由などについて協議の場で確認することとしている。
- 不足する医療機能を提供しない理由については、その妥当性を確認する必要があるため、**上記の(案)が適切かどうかご意見を伺いたい。**

基本方針

- 地域ごとに人口構造が急激に変化する中で、将来にわたり地域で必要な医療提供体制を確保し、適切な医療サービスを提供するため、以下の基本的な考え方にに基づき、制度改革を含め必要な対応に取り組み、**実効性のある総合的な医師偏在対策を推進する。**
- 総合的な医師偏在対策について、医療法に基づく医療提供体制確保の基本方針に位置付ける。**

【基本的な考え方】

現状課題

医師偏在は一つの取組で是正が図られるものではない

若手医師を対象とした医師養成過程中心の対策

へき地保健医療対策を超えた取組が必要

基本的な考え方

医師確保計画に基づく取組を進めつつ、経済的インセンティブ、地域の医療機関の支え合いの仕組み、医師養成過程を通じた取組等を組み合わせた**総合的な対策**を実施

医師の価値観の変化やキャリアパス等を踏まえ、医師の勤務・生活環境、柔軟な働き方等に配慮しながら、中堅・シニア世代を含む**全ての世代の医師にアプローチする**

医師偏在指標だけでなく、可住地面積あたり医師数、アクセス等の地域の実情を踏まえ、支援が必要な地域を明確にした上で、**従来のへき地対策を超えた取組**を実施

「保険あってサービスなし」という地域が生じることなく、将来にわたって国民皆保険が維持されるよう、**国、地方自治体、医療関係者、保険者等の全ての関係者が協働**して医師偏在対策に取り組む

- 医師偏在対策の効果を施行後5年目途に検証し、十分な効果が生じていない場合には、更なる医師偏在対策を検討
- 医師確保計画により3年間のP D C Aサイクルに沿った取組を推進

医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージにおける具体的な取組

1. 医師確保計画の実効性の確保

- ① 重点医師偏在対策支援区域
- ② 医師偏在是正プラン

2. 地域の医療機関の支え合いの仕組み

- ① 医師少数区域等での勤務経験を求める管理者要件の対象医療機関の拡大等
- ② 外来医師過多区域における新規開業希望者への地域で必要な医療機能の要請等
- ③ 保険医療機関の管理者要件

3. 地域偏在対策における経済的インセンティブ等

- ① 経済的インセンティブ
- ② 全国的なマッチング機能の支援
- ③ リカレント教育の支援
- ④ 都道府県と大学病院等との連携パートナーシップ協定

4. 医師養成過程を通じた取組

- ① 医学部定員・地域枠
- ② 臨床研修

5. 診療科偏在の是正に向けた取組

外来医師過多区域における新規開業希望者への地域で不足している医療機能の提供等の要請等のフローイメージ（案）

第190回社会保障審議会医療保健部会（R6.12.19）資料から抜粋

医療法（都道府県）

健康保険法（厚生労働大臣）

外来医師過多区域、地域で不足している医療機能、医師不足地域での医療の提供の内容の公表

※ 外来医療の協議の場合における協議内容を踏まえる

提供する予定の医療機能を記載した事前届出

不足する機能等を提供する

不足する機能等を提供しない

外来医療の協議の場への参加の求め

① 外来医療の協議の場での調整

不足する機能等を提供する

不足する機能等を提供しない

要請

※ 地域で不足する機能、医師不足地域での医療の提供の要請

通知

開業

保険医療機関の指定を3年とする

② 要請に従い、不足する機能等を提供しているか

提供している

提供していない

※年に1回、都道府県医療審議会又は外来医療の協議の場への参加を求める。

都道府県医療審議会での理由等の説明の求め

③ 要請された機能等を提供しない理由はやむを得ないか

やむを得ない理由である

やむを得ない理由でない

指定期間が3年の間、以下の措置を講じる(例)
 ・医療機関名等の公表
 ・保健所等による確認
 ・診療報酬上の対応
 ・補助金の不交付

※要請時と事情が変更した場合等

勧告

※ 都道府県医療審議会の意見を事前に聴く

通知

指定を6年とする

再度指定を3年とする
 ※3年以内も可

④ 勧告に従い、不足する機能等を提供しているか

提供している

提供していない

開業

3年後

※上記と同じ

開業3年後の指定期間が3年の場合、毎年1回、外来医療の協議の場への参加を求める。

公表

要請された機能等を提供していることの報告・確認（随時）

※都道府県における外来医師過多区域対応事業（地域医療介護総合確保基金）

※④を3年ごとに実施

今後のスケジュール（予定）

医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ資料（R6.12.25）から抜粋

対策等	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
医師確保計画	「第8次医師確保計画(前期)」の取組			「第8次医師確保計画(後期)」の取組
重点医師偏在対策支援区域、医師偏在是正プラン	緊急的な取組のガイドライン・インプランの先行策定	医師偏在是正プラン全体のガイドラインの検討・策定	「第8次医師確保計画(後期)」の検討・策定	医師偏在是正プラン全体の検討・策定、順次取組
経済的インセンティブ	緊急的な取組(診療所の承継・開業支援)の先行実施		本格的な経済的インセンティブ実施の検討	
全国的なマッチング機能の支援	全国的なマッチング機能の支援			
リカレント教育の支援	リカレント教育の支援			
都道府県と大学病院等との連携パートナーシップ協定	協定も含めて医師偏在是正プラン全体のガイドラインの検討・策定		医師偏在是正プラン全体の検討の中で協定の協議・締結	協定による取組
地域の医療機関の支え合い <small>(医師少数区域等での勤務経験を求める管理者要件、外来医師過多区域での新規開業希望者への要請等、保険医療機関の管理者要件)</small>	法令改正ガイドラインの検討・策定		改正法令施行	
医学部定員・地域枠	医学部臨時定員・地域枠の対応、2027年度以降の医学部定員の適正化の検討			
臨床研修	各医療機関でプログラム作成、研修医の募集・採用		プログラム開始	
診療科偏在是正対策	必要とされる分野が若手医師から選ばれるための環境づくり等、処遇改善に向けた必要な支援、外科医師が比較的長時間の労働に従事している等の業務負担への配慮・支援等の観点での手厚い評価について必要な検討			

医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージの策定

※ 医師偏在対策の効果を施行後5年目途に検証し、十分な効果が生じていない場合には、更なる医師偏在対策を検討

外来医療計画に基づく取組みの今後の方向性について

外来医療計画における新たな取組

- 第8次医療計画に関する厚生労働省のガイドラインでは、「外来医師多数区域における新規開業者に対しては、**地域で不足する医療機能を担うことに合意が得られた事項**に関して、地域の医師会や市町村と情報共有する等、**フォローアップを行う**こととする。」としている。
- 新たな外来医療計画では、**県と関係機関が連携して状況を確認するなど合意内容の実効性を確保**することとした。

令和6年度第1回地域医療構想調整会議で提示した確認方法（案）

- **県がレセプトデータ等を基に合意内容の実施状況を確認し、福井県医師会と福井市医師会において、その結果を確認していただき、実施状況が確認できない医療機関については、県が聞き取りを行ったうえで、合意内容の実施を再度要請**するとした。

令和6年12月25日 厚生労働省 「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」を公表

今後の方向性

- **地域で不足する医療機能の提供に関する合意状況の確認については、医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージに記載の取組を基に実施したい。**
- 国のガイドラインの検討・策定の状況について、今後の地域医療構想調整会議等で情報共有したい。
- 国のとりまとめ資料では、**地域で不足している医療機能等については、外来医療の協議の場（本県では地域医療構想調整会議を想定）での協議内容を踏まえ、事前に公表するとされているため、今後の協議や調査等にご協力いただきたい。**